

平成24年第1回城陽市障がい者自立支援協議会・全体会議事録

1. 日時 平成24年(2012年)9月10日(月) 午後1時30分開始
2. 場所 城陽市役所 第2会議室
3. 協議事項 別紙のとおり
4. 出席委員 別紙・城陽市障がい者自立支援協議会委員名簿
5. 欠席委員 井手委員、能塚委員、アルゲリャース委員
6. 事務局  
長村副専門監、金森福祉課長、津止障がい福祉係長、桐障がい福祉係主事  
谷口運営事務局員、内田専門部会長、岸見専門部会、竹内専門部会長、山崎専門部会長  
籠谷専門部会長、手話通訳者・友岡、西村主事、要約筆記奉仕員・水島、景山

## 1. 開 会

### 2. 福祉保健部副専門監より挨拶

本日は委員の皆様には、何かとご多用のなか、ご参集いただき、ありがとうございます。

平素は、委員の皆様におかれましては、何かと行政、とりわけ、障がい福祉に関しまして、ご理解・ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

また、昨年度は「城陽市障がい者計画」及び「城陽市障がい福祉計画」の策定に関しまして、いろいろとご意見、ご協議賜り大変お世話になりました。これらの計画書につきましては、既にご送付させていただいたところでございます。重ねてお礼申し上げます。

本日の会議では、「障がい者自立支援制度の利用状況について」「平成24年度の運営調整会議及び各専門部会の取り組み」など、数点につきまして、ご説明させていただき、意見を賜りたいと思っております。

よろしくお願い致しまして、簡単でございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

### 3. 委員及び事務局紹介

委員の交替について、新しく委員となった竹下佳子委員、澤田均委員、山本雅昭委員より自己紹介

### 4. 関川会長より挨拶

本協議会は年2回開催。今年度の第1回目ということで、内容は次第のとおりとなっている。1. 障がい者自立支援制度の利用状況について、2. 自立支援協議会及び専門部会の取組状況について、3. 城陽市障がい者虐待防止センターの設置（案）について、となっている。それでは報告をお願いしたい。

### 5. 障がい者自立支援制度の利用状況について（事務局・障がい福祉係長）

まず、障害者手帳所持者数について。平成24年3月末までに手帳を受けている方は、身体4, 167人、療育手帳642人、精神障害者保健福祉手帳315人。障害者計画については、概ね目標値に達しているが、就労移行支援については、期限が決められたサービスということもあり、基準の半分程度となっている。

次に資料 No.1「障がい者自立支援制度の利用状況について」により説明。はじめに、障害福祉サービス受給者について。支給決定者数は、全体で86人増の702人となっている。次に障害者認定区分について。障害者程度区分を受けている者は、43人増加して406人。サービス利用の増加と比例して増えている。

サービス毎で、居宅介護等については、同行援護の創設、介護保険との併用する受給

者の増加等が増加要因となっている。共同生活介護については、城陽作業所「第2あいあい」、むく福祉会「ケアホームむくの家」が開設され、利用者が増えている。就労移行支援は、チェリー工房等の新法移行に伴い増加した。

委員：資料 No.1 の利用者数のところで。障害福祉サービスは、障害者手帳所持が対象要件だが、手帳を所持していなくても、難病患者は対象となる。障害福祉サービスを利用している難病患者の数は把握しているか？また、発達障がい者の利用者数はどうか？

事務局：難病患者の障害福祉サービス利用者数は把握していない。現在、難病患者については、城陽市障がい者ホームヘルプサービス事業により、支援を行っている。障害者手帳がなくても、自立支援医療・精神通院受給者や、支援学校、支援級の生徒も障害福祉サービス対象者となる。よって、発達障がい者だけを把握はできていない。

会長：実態解明に努め、今後意識して調査してほしい。

## 6. 障がい者自立支援協議会専門部会の取り組みについて（資料 No. 2）

### ●運営調整会議（事務局・障がい福祉係長より報告）

運営調整会議は委託先の南山城学園は一もにいと各専門部会長、福祉課長、障がい福祉係長と担当で構成。平成24年度の上半期には3回の会議を開催し、24年度事業の検討や各部会の取り組み状況等の内容を協議してきた。

24年度事業として、「障害者計画」に新たな取り組みとして計画していた、障がい者理解を広げる取り組みとして「市民連続講座」及び「障がい者施設見学会」を自立支援協議会事業として取り組むこととした。

「市民連続講座」は、「で・らいと」に委託している自殺対策をはじめとした緊急雇用事業を、自立支援協議会と共催で取り組むこととし、「一人ひとりがゲートキーパー～基礎編～」「一人ひとりがゲートキーパー～実践編～」及び「ひきこもりの理解と支援について」の講座を開催することとした。「一人ひとりがゲートキーパー～基礎編～」は参加者31名。「ひきこもりの理解と支援」は参加者82名。次の「障がい者施設見学会」は、10月16日に予定しており、9月15日以降の広報で募集する。

障がい者の防災対策について、自立支援協議会として独自の取り組みができないか協議してきた。新たに専門部会を立ち上げるべきか、障がい特性に応じたマニュアル作成をするべきか、また障がい者の防災意識を持ってもらうための取り組み等はないか、様々協議してきたが、今後の協議に持ち越すこととなった。

これからの取り組みだが、前回の自立支援協議会・全体会でも意見が出ていた「障がい当事者の参画」も課題についても協議してきた。そのなかで、障がい当事者の生きざまを語ってもらうようなシンポジウムを開催し、障がい当事者、市民、施設関係者等が自由に語り、交流できる場を設けて、その中の意見を自立支援協議会の取り組みに活か

せないか協議した。具体的には今後さらに検討していきたい。

障害福祉サービス提供事業所職員の交流や勉強会についても、今後検討していきたい。

●サービス調整検討部会（サービス調整検討部会長より説明）

サービス調整検討部会では、相談の中心となる人物が、限られた資源のなかでサービスを組み合わせて、利用者のためにいかに支援できるかを協議した。実際にケースを取り上げ、上半期では①短期入所を繋いで生活している事例、②医療的ケアが必要な利用者の入浴について検討した。

①の事例では、施設入所と短期入所の支援の違いと、短期入所を繋いだ生活が長期化することで起こる問題等を検討。ケアホーム・グループホーム（以下、CH・GH）の空きがない状況で、地域で生活することの難しさ等を協議した。

②の事例では、在宅での入浴が困難な医療的ケアを必要とする障がい者への支援を検討。障がい者のニーズの優先度を整理し、ヘルパーのスキルアップや、社会資源を組み合わせた調整等、現在のできることとできないことを整理した。

●地域支援部会（地域支援部会長より説明）

地域支援部会では、民生児童委員の活動と役割について学習した。

障害福祉サービスを利用している障がい者にとっては、障害者生活支援センターが相談窓口となることが多い。しかし、障害福祉サービスを利用していない障がい者にとっては、障害者生活支援センターの存在を知らない方も多く、相談窓口は民生児童委員になることがある。そこで障がい者にとって身近な相談窓口になっている、民生児童委員の活動と役割について学習することとした。

民生児童委員は地域福祉の向上のため、調査・相談・情報提供・連絡・調整・生活支援・提言を基本に、市民から相談を受け、市民と行政を繋ぐパイプ役として活動している。近年孤立死のニュース等で、地域の繋がりの希薄性が課題となっており、民生児童委員の役割に大きな期待が寄せられている。

しかし、障がい者や高齢者、生活困難者世帯と、民生児童委員が関わる対象は幅広く、そういった方々が地域で生活する上での課題は多様化複雑化している。

最近も水害による大きな被害があったが、民生児童委員は災害時要配慮者台帳登録者への個別支援計画策定の協力を行っている。また、支援を拒否するセルフネグレクトをする人への対応等、障がい福祉分野の関係者でもかかわりにくい人への支援を行っている。

また、個人情報等の壁等の課題も大きく、今後は民生児童委員と障がい福祉分野の関係者が、それぞれの機能と役割を熟知し組織的な対応や支援、協働、連携することの重要性をお互いに確認し合った。

●就労部会（就労部会長より説明）

就労部会では障がい者の工賃アップの一環として、授産製品を売っているあんだんての実績について確認した。また、7月3日にカフェあんだんてがオープンするので、商工会議所や地域とどう連携していくか等も議題に出た。

今年度は障がい児・者に対して、城陽市内にどういった通所事業所があるのか知る機会を提供するために、福祉事業所フェアの実施を考えている。城陽市内にある通所事業所を集めて、事業所紹介をしたり、ブースを設けて質疑・応答できるようにすることで、卒業生の進路に役立てたい。実際に行うにあたって、福祉事業所フェアをすでに実施している丹波支援学校に、部会長等で話を聞きにいった。その内容を受けて、城陽市ではどういったかたちでできるかを協議した。今後、開催日等を含めて、具体的な議論をしていく。

●聴覚言語障がい支援部会（聴覚言語障がい支援部会長より説明）

昨年度の途中から当事者団体が参加している。今年度からは正式に参加を依頼し、ろうあ協会1名、難聴者協会2名により、全体で12名の部会構成となった。第1回、第2回では「あそびのひろば」「親子手話教室」の実施に向けた協議を行い、第3回では継続課題である「支援マップ」を協議した。

「あそびのひろば」は民生児童委員協議会主催の行事に、聴覚言語障がい支援部会から出前講座というかたちで参加。アニメのお面で「手あそび」や、アニメ主題歌を「手話歌」で表現する等、参加した親子と楽しく取り組むことができた。参加者は手話への抵抗がなく、反応も良かったため、民生児童委員からは今後も継続して取り組みたいという提案があった。

「親子手話教室」では、8組17人が参加。参加者を年齢で2グループに分け、表現の練習、手話歌の練習、ジェスチャーゲーム等を行い、最終日には手話劇も行った。手話の指導は部会の参加者を中心に行ったが、委員以外でも当事者（ろう者）にも協力してもらった。参加者の感想には、子ども手話教室や手話サークルを作ってほしいという意見があった。子どもだけの手話教室はないので、将来の手話通訳者や要約筆記者を担う後継者養成に向けた土壌作りとして、実現できないか検討していく。

「支援マップ」については、災害時の手話・要約筆記サポーターの登録者が少ないことが課題。また、8月14日の豪雨災害をきっかけに、地震だけではなく、災害全般で必要なことは何かを検討することとなった。避難支援や安否確認等、部会参加委員が所属する当事者・支援者団体でも、同様に協議してもらい、広く意見を集約するように依頼した。

●療育部会（療育部会長より報告）

今年度の開催は1回。具体的なケース検討を行うことで、各事業所の取り組みを知り、事業所職員のスキルアップを目指すため、実際に課題となっている事例を取りあげて、部会内で協議した。内容は偏食のある障がい者に対する支援についてで、各事業所の対応

や、抱える課題、支援の方向性についてを協議した。

## 7. 障がい者自立支援協議会専門部会の取り組み（資料 No. 2）について質疑・応答

委員：運営調整会議のなかで、防災対策について議論されてきた。平成24年度はどのようにするのか？方向性は見出せたのか？他市の防災対策等について、聞きにいけないのではないか。

事務局：防災対策について中心となる事業所をあたってみたが、了解が得られなかった。やるべき内容ということはわかっているので、今後も検討したい。防災は支援マップの作成については、地震災害中心だったが、今回の大雨で水害の必要性もわかった。今後さらに協議していきたい。宇治市が水害の被害が大きかった。落ち着いた頃に参考にさせてもらいたい。

委員：部会だけでは難しいので、市として全面的に取り組んでほしい。

会長：防災については民間の事業所では難しいのでは。市や社会福祉協議会といったところが中心の方がいいのでは。今後報告してほしい。

委員：①要配慮者台帳における障がい者はどれくらいか？  
②個人情報を外に出せない。災害時の取り扱いは？  
③宇治支援学校について、約230人の在校生の卒業後の行き先は？  
④障がい者の工賃アップについて、現時点ではどれくらいか？

事務局：①～②について。要配慮者台帳に登録し、開示を同意している人数は5,000件。そのうち障がい者は、全体の16%ほど。民生委員等に対して情報提供している。個別支援計画を作成しなければいけないが、避難協力者がなかなか決まらないため、避難協力者についての啓発・周知も考えている。

委員：③について、詳しい資料を今日は持参していない。本年度の卒業生は30名あまり。5名が一般就労を目標としている。残りは、障害福祉サービス事業所等になる。少ないが訓練校もいる。

会長：支援学校の立場として、城陽市のこういったところに課題を感じるか？

委員：申し訳ないが、城陽市としての課題をまだ把握できていない。今年の3月までは福知山市にいた。そこは支援ファイルの活用等によるモデル地域となっている。

小学校から中学校、中学校から高校、高校から就労と、移行に役立つツールなので、城陽市でも支援ファイルの活用を考えることがいいのでは。

事務局：④について、平成20年から平成22年度にかけて実施していた就労促進事業において、実態調査を行ってきた。そのなかでは0～5,000円の割合が61.1%と最も高い。直近の数字はまだない。

部会長：④について、工賃の集計がしっかりとできていない。就労促進ネットワークに入っている事業所の、平均工賃は10,000～15,000円。少しずつだが変わってきている。

委員：事務局からの実態調査の報告は、就労継続支援事業所だけでなく、生活介護事業所の工賃も入っている。よって、部会長の報告の平均工賃とは差がある。

委員：防災対策について、避難協力者が決まらなるとあるが、自治会も巻き込んで話し合いをすれば決まるのではないか。

事務局：自治会も巻き込むことの必要性は感じている。要配慮者台帳の個人情報を自治会には開示できない。自主防災組織等に情報を開示することにより、進めていきたいと考えている。

委員：サービス調整検討部会の報告に、CH・GHの空きがないとあったが。今後の設置はどうなっているか。市が独自で建てないのか。

事務局：市で独自に建てる予定はない。城陽市内で新しく建つという情報も聞いていない。

会長：サービス調整検討部会でもあったが、短期入所をつないで生活する人がいる。CH・GHを本市の財源負担により建設するには、財政的にみても厳しいものがあると思う。国、府からの援助があればいいが、計画的な整備は難しいのでは。まずは、潜在的なニーズの把握が必要。

委員：地域支援部会の報告について、もう少し説明してほしい。

部会長：支援に結びつきにくい人は、地域に多くいる。そういった方は、近くの民生委員が相談窓口になる。民生委員は相談を受けると、適切な機関につなぐパイプ役となる。そういった機能は非常に重要で、関係者との密な連携が望まれる。また、

民生委員の役割を考えると、一定の情報がなければ、支援も難しくなる。

委員：民生委員が行政に情報開示を依頼しても、難しいことが多い。見られたくない、聞かれたくないという個人も多いため、個人情報扱いが難しい。民生委員は社会福祉協議会と連携しているが、全ての情報を持っているわけではない。行政も交えてこういった協議をできることは、進歩だと思う。

会長：協議会をきっかけにして、一歩前に進むことが大切である。問題の解決はすぐにできないにしても、少しずつ取り組んでいきましょう。小さな積み上げをどう協議していくかを、この場で話し合っていく。

委員：CH・GHについて、育成会と民生委員で学習会をしている。企業で働いている障がい者は、福祉サービス事業所とつながりがないことが多い。親亡き後は一人での生活に不安があるため、CH・GHの入所も考えたいが、現状では障害福祉サービス利用者が中心となっている。こういったことも協議していきたい。

部会長：CH・GHを持っている法人は、通所サービスを受けている障がい者を優先して入所させる。一般就労している障がい者は確かに入りにくい。相談員が空きを探すが難しい。

委員：CH・GHは事業所だけでは解決しない。京都市では家賃や改修の補助があると聞いた。城陽市でないなら、府への働きかけが必要。自立支援協議会として、働きかけることもできるのでは。その後につながるような仕組みも考えていかないといけない。

会長：運営事務局で、個別事例からでた課題なのか、計画推進にあたる課題なのか、分類してほしい。そうすれば市に提言もしやすい。

## **7. 城陽市障がい者虐待防止センターの設置（案）について（事務局・障がい福祉係長）**

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、障害者虐待防止法は平成24年10月1日より施行される。その中では、市町村に障がい者虐待防止センターを設置し、発生時の安全確認や事実確認、さらには虐待防止に向けた啓発等の取り組みが市町村の責務となっている。

同法では障がい者虐待を、「養護者による虐待」「施設従事者等による虐待」「使用者による虐待」に分けて対応を示している。市町村は「養護者による虐待」について、安全確保、事実確認、居室の確保、立入調査、警察援助要請、養護者の面会制限、養護者支援などを

行う。「施設従事者等による虐待」及び「使用者による虐待」については、府や労働局に報告することとなっている。

障がい者虐待防止センターの役割だが、24時間体制による通報受付と対応が必要で、また、虐待防止に向けた啓発等の取り組みが求められる。

城陽市では、城陽市障がい者虐待防止センターを福祉課内に設置。福祉課障がい福祉係の電話を公開し、休日夜間については市の代表番号より宿直室から担当者への連絡体制で対応する。

虐待通報時の対応とその後の支援については、当市では一般相談支援事業所に委託契約し、市と協力して対応する予定。契約事業所は、安全確保のためのサービス調整や関係機関との連絡調整、ケース会議の設定、成年後見制度利用支援及び家庭訪問等を行う。

さらに、平成25年には「障がい者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、障がい者虐待防止に向けた取り組みや対応について協議する場を持つ。

啓発事業としては、パンフレットを作成、民生委員をはじめ、地域の関係団体に配布するとともに、行政機関の窓口に置くことを予定している。

委員：家族は本人のためと行って行っていることが、近所からすれば虐待のように見えるケースもある。そういった場合、家族は認めないと思うが、誰が判定をするのか。

事務局：この間、虐待防止センターにかかわる職員は、研修等を受けてきた。マニュアルがあるので、それに基づき聞き取りをしていく。実際に通報があれば、専門家を交えたケース会議等も必ず開き、組織的に対応していく。

## 7. その他（福祉課長）

支援センターやすらぎの不正請求について報告

## 8. 閉会

※次回の障がい者自立支援協議会・全体会は、平成24年2月開催予定。